

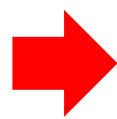
議題1

「八千代市地域公共交通会議設置要綱」の改正 及び「運賃協議分科会設置要領」の制定について

前提

道路運送法の改正・適用（令和5年10月1日）に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を協議する際は、利害関係者の意見を聞いたうえで、従来の交通会議ではなく新たに設置する「**運賃協議分科会**」で協議を行う必要が生じた。

協議事項



「八千代市地域公共交通会議設置要綱」
「運賃協議分科会設置要領」

改正
制定



議題1

運賃の種類について

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金

運賃の種類	手続	運行の態様	摘要
上限運賃	認可された上限運賃の範囲内において実施運賃を届出	路線定期運行のみ	いわゆる一般的な路線バスに適用
協議運賃	協議運賃の届出	路線定期運行・ 路線不定期運行・ 区域運行	運賃協議会において合意された運賃に適用
軽微運賃	軽微運賃の届出	路線定期運行・ 路線不定期運行・ 区域運行	旅客に及ぼす影響が比較的小さい高速バス、定期観光バス等に適用



一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金は、**上限運賃の認可制が原則**

国土交通省資料より引用



運賃の種類について

協議運賃とは…

乗合バス事業者は旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、運賃について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届け出にて足りること。

協議運賃制度の運用事例として…

- ・乗合バス事業者の自主路線では上限運賃を適用しているが、これと競合するコミュニティバスで協議運賃を適用し、低廉な運賃額を設定している。
- ・上限運賃を適用して運行していた路線において、沿線地域の理解を得て、路線維持のために、協議運賃により値上げを行う。

国土交通省資料より引用

議題1

道路運送法の改正について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

補足

カルテルとは…

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

NEW

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等^{*}により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

国土交通省資料より引用



議題1

運賃協議会について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
 その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例） ※（ ）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

国土交通省資料より引用

「八千代市地域公共交通会議設置要綱」改正ポイント

NEW

(第8条)

第2条各号に掲げる事項，運賃及び料金について，交通会議は，専門的な調査及び検討を行うため，分科会を置くことができる。

2 分科会の組織，運営その他必要な事項は会長が別に定める。

補足

第2条 交通会議は，次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

「運賃協議分科会設置要領」制定ポイント

「構成委員」

第3条2 分科会の構成委員は、次の各号に掲げるものとする。

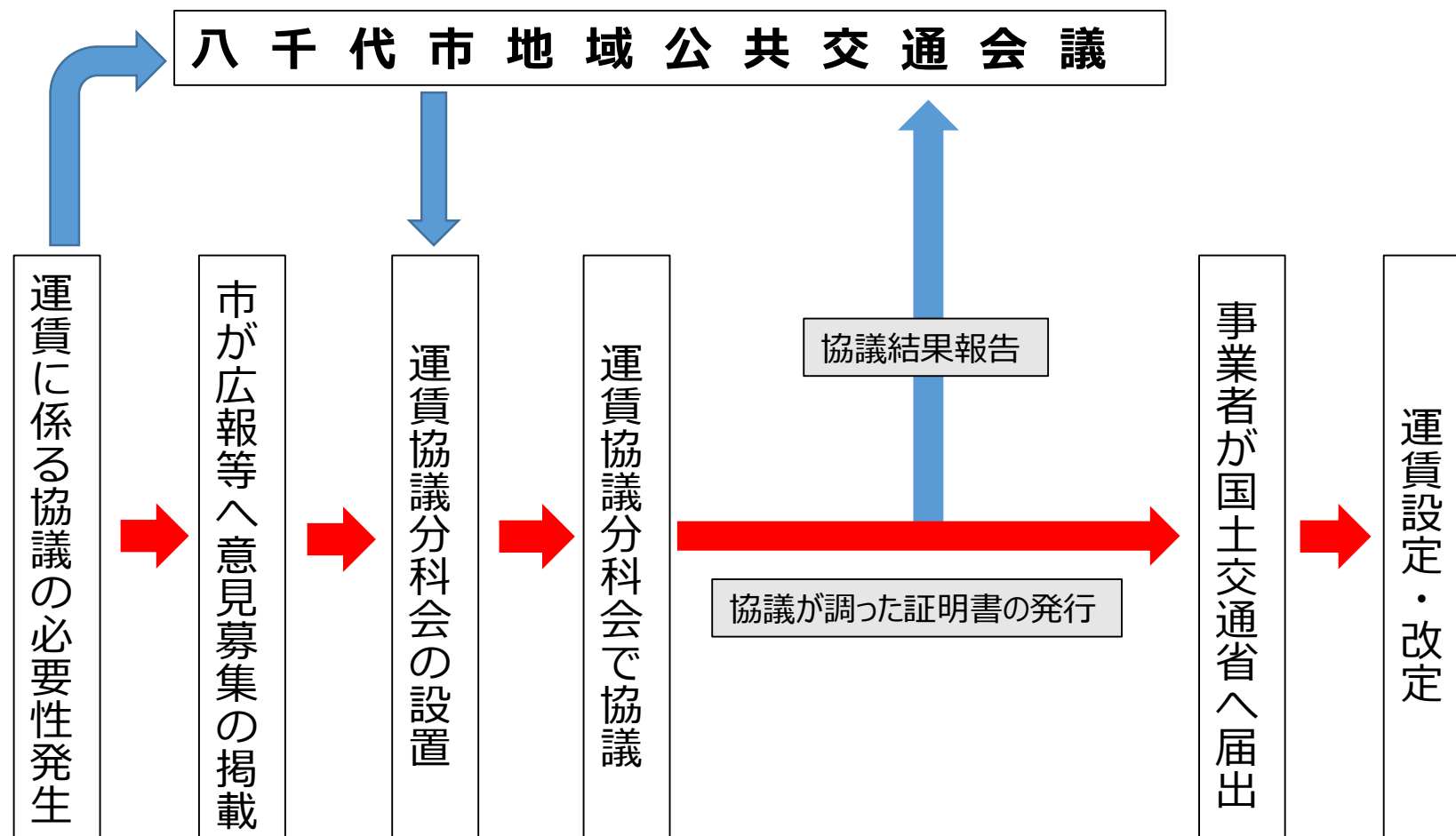
- (1)八千代市長又はその指名する者
- (2)協議の対象となる運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3)国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4)住民の意見を代表する者

「協議結果の取扱い」

第6条 分科会において協議を行った結果については、交通会議へ報告するものとする。

議題1

運賃協議の流れ



議題2

事業8 地域にふさわしい補完的移動手段の導入

北部エリアにおける補完的移動手段の検討に係る方向性

本資料は八千代市地域公共交通計画の「実施事業8 ①北部エリアにおける補完的移動手段の検討」を推進するため、八千代市地域公共交通会議において議論を進めていくにあたっての市の考え方及び方向性をまとめたものです。

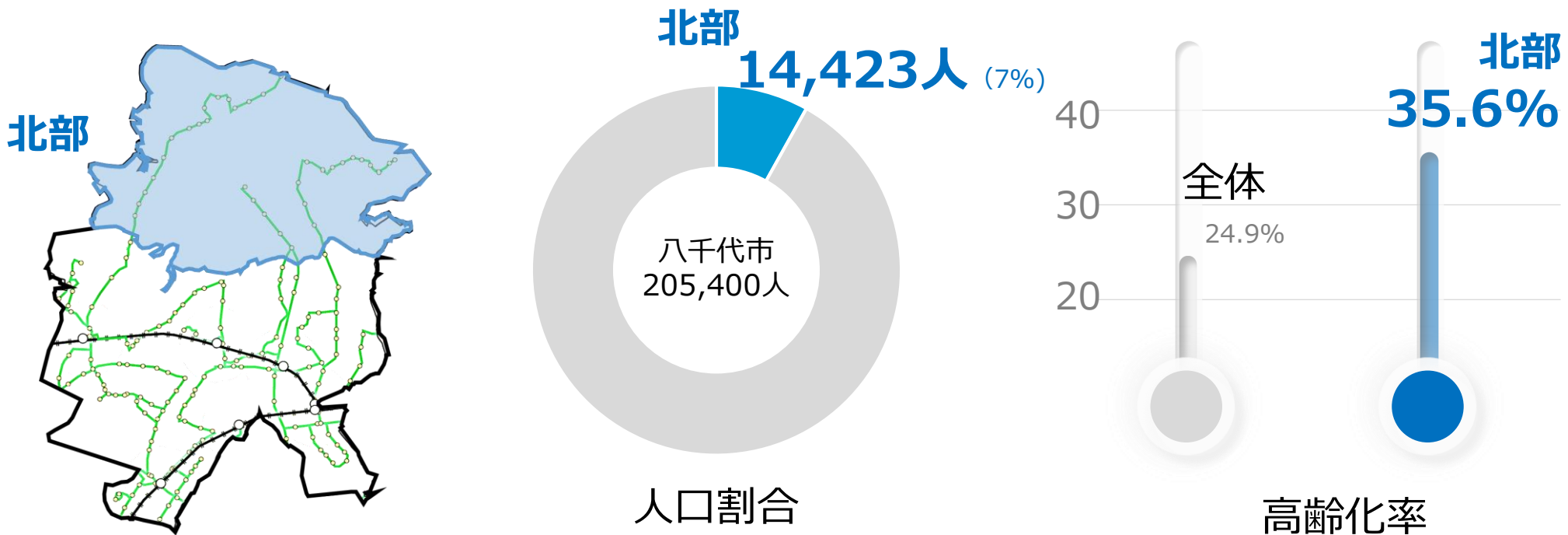


議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

①市内人口と高齢化率

→北部の人口は少ないが高齢化率が高い傾向がある

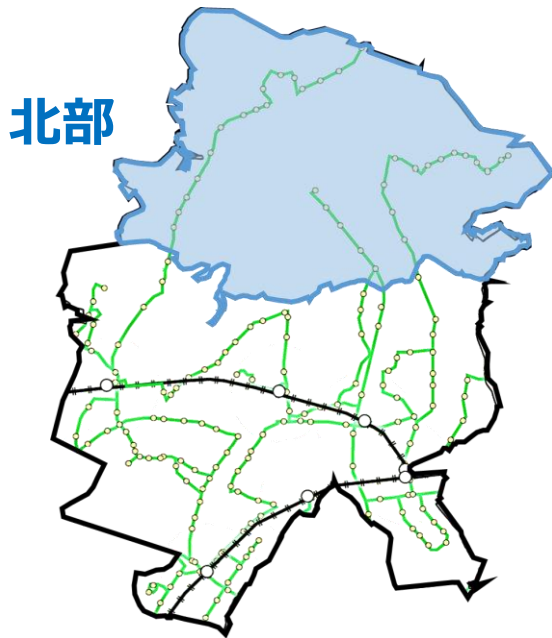


議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

①市内人口と高齢化率

→北部は公共交通空白地域の割合が高い



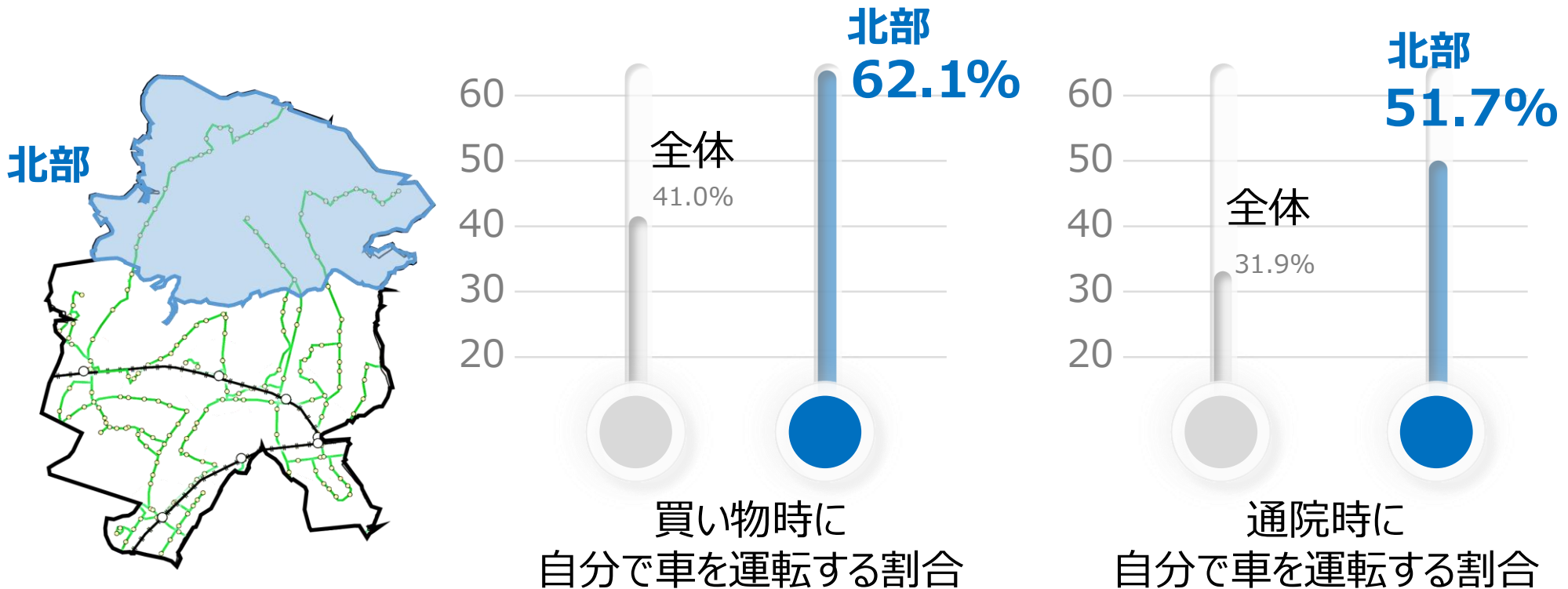
	全体	北部
公共交通空白地域	8.7%	38.1% +29.4%

※鉄道駅から半径800m、バス停から半径300mの円を描き
国勢調査の250mメッシュ人口と重なる割合を算出。

議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

- ②買い物・通院時に「自分で車を運転」する方の割合
→北部は主な交通手段として「自分で車を運転」の割合が高い

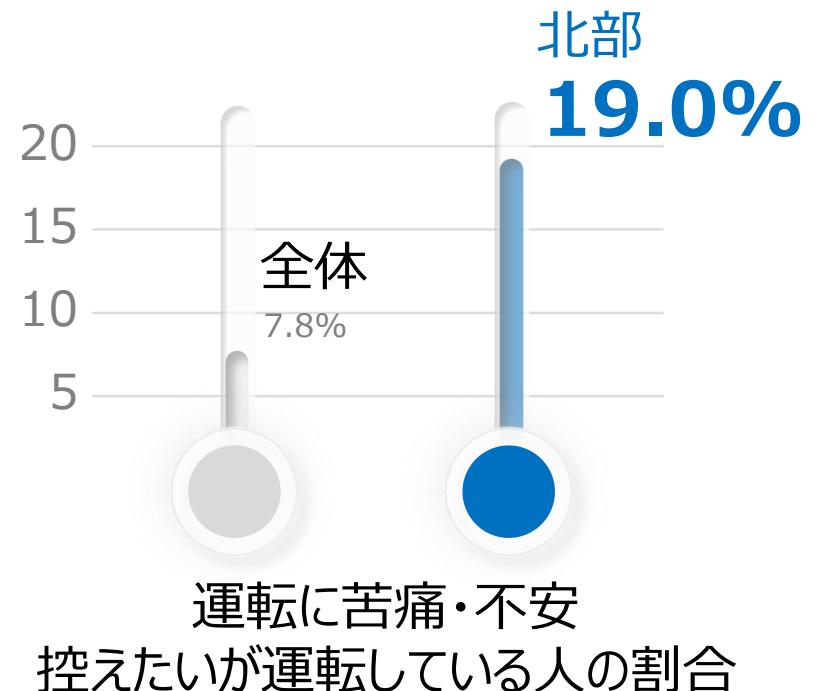


議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

③運転免許保有者の運転に対する考え

→北部は「運転に苦痛・不安を感じ始めており、できれば控えたいが他に代わる交通手段がないため運転を続けている」の割合が高い



議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

④新規公共交通の導入意向



コミュニティバス



デマンド交通

すぐにでも利用【参考】10年後は
利用するかも**30.9%**

45.4%

17.0%

47.9%



議題2

1.北部エリアの現状と補完的移動手段導入の目的

⑤まとめ

北部エリアで既存公共交通の沿線から離れて暮らす住民や既存公共交通の減便により移動が不便になっている住民のうち高齢者等の交通弱者を主な対象に買い物・通院時等の日常的な移動手段を提供することを目的として既存公共交通との連携を意識した補完的交通の導入を検討します。



2. 検討にあたっての基本的な方針

下記 5 項目を基本的な方針とする

1



アンケート結果等を
ふまえても、利用者数を
事前に把握することは
困難であることから
**実証実験を視野
に入れた検証**
を行います

2



北部と南部を結ぶ
バス路線に大きな影響を
及ぼさないよう配慮し
既存公共交通との
共存と連携
を図ります

3



持続可能な
運行とするため
可能な限り
経費の圧縮
に努めます

4



事業の継続を判断する
指標や目標値
については
他自治体の事例・
ガイドライン等を参考に
設定します

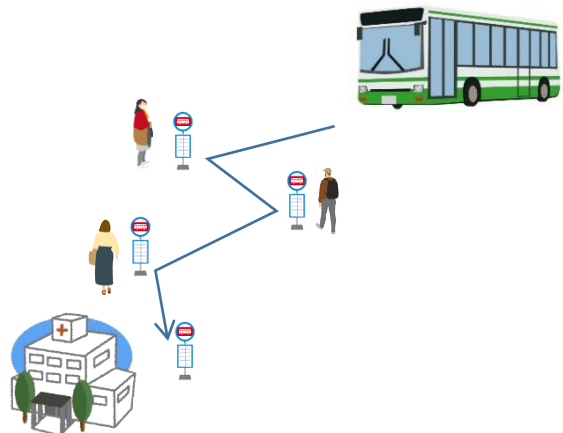
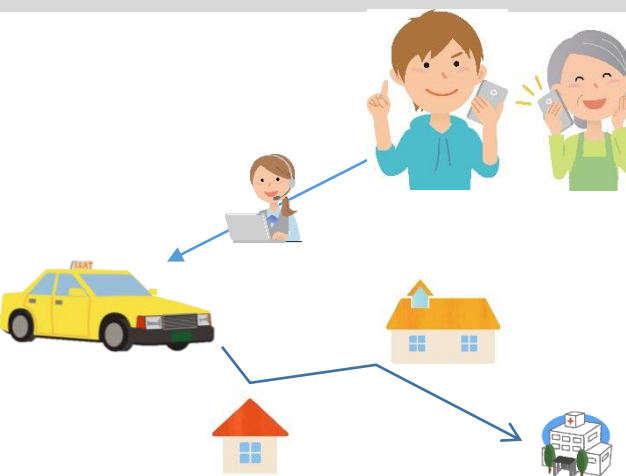
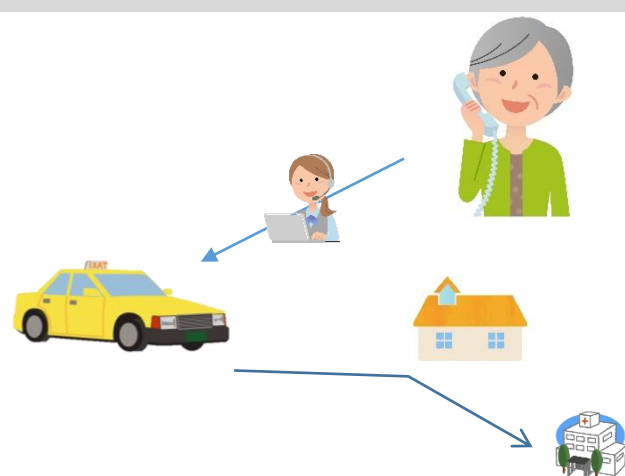
5



目標値は
段階的な設定とし
**短期間での結論
は出さない**
ものとします（3年程度の
実証期間を想定）

3. 具体的手法の検討

補完的移動手段の主な手法としては下記が考えられます。

定時定路線型 コミュニティバス	デマンド型 予約型乗合タクシー	タクシー利用料金補助
		
決まったルートを時刻表に則り運行する	エリア全体を対象とする 予約型乗合タクシー	エリア全体を対象とする 予約型タクシー（乗合無し）

議題2

3. 具体的手法の検討

① 定時定路線型（コミュニティバス）

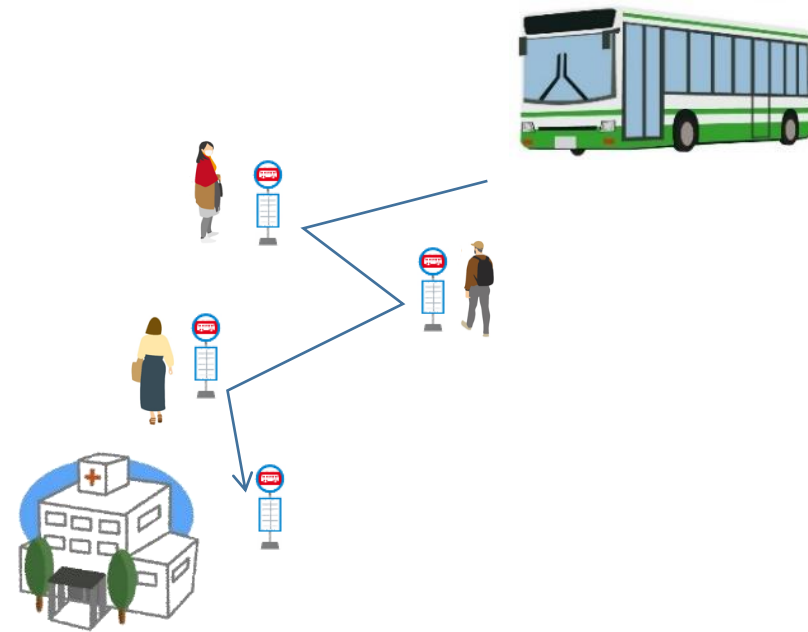
<概要> 決まったルートで時刻表に則り運行する

良い点

- ・過去のぐるっと号やコミュニティバス（実証運行時）のように複数路線を運行した場合、沿線住民にとっての利便性は高い

留意点

- ・複数路線を運行すると運行経費が高額となる
- ・集落の分散、道路幅員の狭さ等により、地域全体をカバーする路線の設定が困難
- ・近年の運転士不足によりバス事業者が受託困難



イメージ図

議題2

3. 具体的手法の検討

② デマンド型（予約型乗合タクシー）

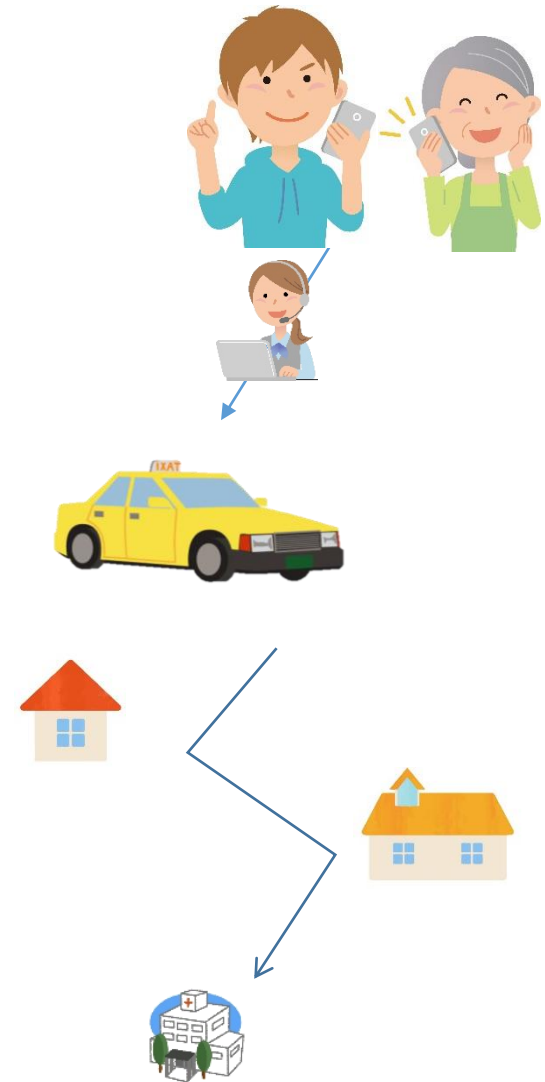
<概要> 事前予約があった時のみ乗合で運行する

良い点

- ・北部エリアでは集落が分散しているため、エリア全体を対象とする予約型乗合タクシーを運行することで、公共交通沿線から離れた地域に対し、面的な対応が可能
- ・エリア外への移動は乗降ポイントを限定することで既存公共交通への影響を少なくできる

留意点

- ・予約の煩わしさや乗合への抵抗感、時間的正確性が確保しづらい
- ・制度への理解を利用者へ浸透させるための時間と工夫が必要
- ・タクシー事業者の車両借上が想定されるため、一定の固定費が発生
- ・利用者が少ないと1人当たり輸送コストが割高となる



イメージ図

3. 具体的手法の検討

③ タクシー利用料金補助

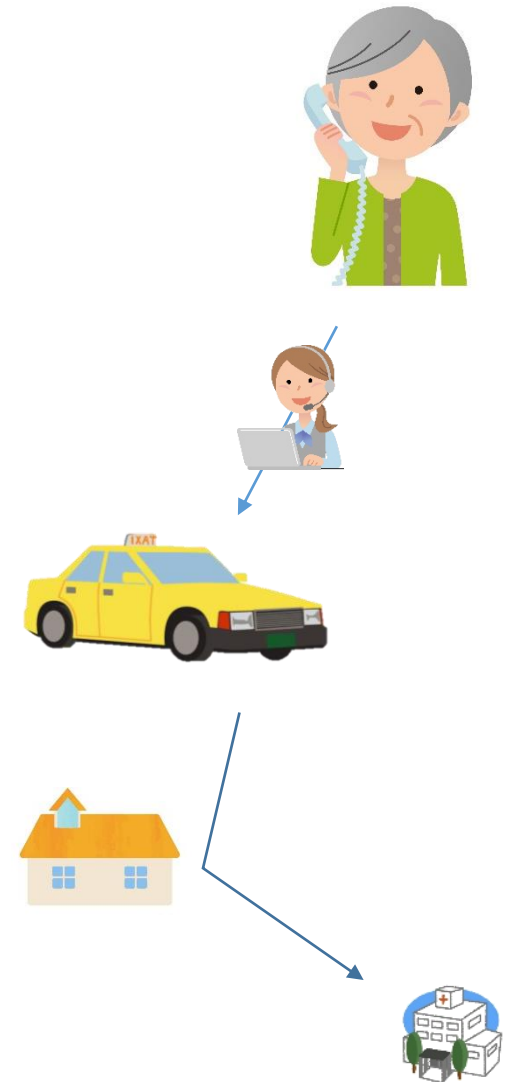
＜概要＞ 北部エリア内の移動及び北部から南部の乗降ポイントへのタクシー利用に対し、タクシー料金に応じた運賃補助を行う

良い点

- ・利用者数に応じて経費が発生するため、車両借上げ等による固定費が発生しない
- ・エリア外への移動は乗降ポイントを限定することで既存公共交通への影響を少なくできる

留意点

- ・利用者数が伸びた場合、デマンド型の固定費を上回る負担となる
- ・運賃の複雑化及び市への差額請求等の事務負担が発生するため、協力してくれるタクシー事業者が確保しづらい
- ・既存のタクシー券助成もあるため、制度が複雑になるおそれがある



イメージ図

4. 今後の進め方

本資料に示した方向性について、交通会議で承認が得られた場合、学識経験者、公共交通事業者、地域住民代表等を構成員とした「**(仮) 北部エリア補完的交通検討分科会**」を設置し、その中で手法の選択等について、より詳細な内容の議論を行っていきます。



議題3

「北部エリア補完的交通検討分科会設置要領」 の制定について

協議内容

議題2でご説明したとおり、市北部地域における補完的交通の検討について専門的に調査・検討を行う必要がある。



「北部エリア補完的交通分科会設置要領」
の**制定が必要**。



議題3 「北部エリア補完的交通検討分科会」 制定ポイント

「構成委員」

第3条 分科会の構成委員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 八千代市長又はその指名するもの
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 北部エリアを代表する市民
- (5) 学識経験者
- (6) その他分科会長が必要と認める者

「協議結果の取扱い」

第5条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。



高齢者等外出支援事業の拡充

平成27年度から高齢者外出支援事業を開始して9年が経過
利用者から多様な意見が寄せられている



1回の乗車につき複数枚の利用を可能としてほしい

タクシー券の種類が多く分かりづらい



距離要件が有るため、身体不自由、老化等で歩行
困難なのにタクシー券助成が受けられないのは不満

距離要件ギリギリのエリアでタクシー券助成を受けられ
ないのは不満



※特に距離要件に対して不公平と感じる方からの意見が多い状況

1. 制度改革の経緯

前頁の利用者意見等をふまえ、長寿支援課で制度改革を検討



令和 6 年度改正

対象者を介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている方とし、
距離要件の撤廃及び住民税非課税要件を追加、また利用 1 回当たりタクシー券を 2 枚まで利用可とした。

議題4

1. 制度改革の経緯

比較表

	改正前	改正後
概要	1. 要介護3・4・5の方 2. 交通不便地域(駅・バス停から500m以上)居住で以下のいずれかに該当する75歳以上の方 ・75歳以上のみで構成される世帯に属する方 ・要支援1・2, 要介護1・2の方 【利用枚数】乗車1回あたり1枚利用可	要介護・要支援認定者（要介護1・2・3・4・5, 要支援1・2）で住民税非課税の方 【利用枚数】乗車1回あたり2枚利用可
対象	1. 1人当たり96枚交付 2. 1人当たり48枚交付	【要介護3・4・5】1人当たり最大96枚交付 【要介護1・2, 要支援1・2】1人当たり24枚交付
対象者数	1,003人（R5実績）	約6,500人
利用者数	1,003人（R5実績）	1,674人（R6.12月末実績）

1. 制度改革の経緯

この制度改革について令和6年度第1回地域公共交通会議で報告したところ委員より下記の意見をいただく



- タクシー券の複数枚利用が可能となり、対象者を拡充したことは評価できるが、この制度改革で今まで距離要件（駅・バス停から500m圏外）のみで制度を利用していた方が公共交通での移動サポートが受けられない仕組みとなってしまった
- 対象外となった人がどれだけいるのか、その方たちの外出行動がどのように変化したのかを把握した上で制度を改善する考え方を示す必要がある

2.制度の更なる拡充

前頁での委員意見等を踏まえ、制度の見直しについて検討



「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施している「基本チェックリスト」を活用し
令和7年度より「事業対象者」のうち住民税非課税の方をタクシー券助成の
対象者に拡充いたしたい

- ※ 「基本チェックリスト」…65歳以上の方が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかチェックするもの。生活機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握し、必要な支援へと繋ぐことにより状態悪化を防ぐ
- ※ 「事業対象者」…65歳以上の方が「基本チェックリスト」の実施により、要支援（要介護）状態となることを予防するための支援を行う必要があるとされた方

2. 制度の更なる拡充

認定要件	旧制度対象者のうち 新制度の対象外者	住民税課税状況（R6）		
		課税	64人	27.5%
交通不便地域に居住する 75歳以上のみ世帯	233人	非課税	169人	72.5%

- 令和5年度に距離要件のみでタクシー券助成を受けていた方のうち約70%が非課税
- これらの方が「基本チェックリスト」により「事業対象者」となった場合は助成の対象

今後の方向性

- 住民税課税によりタクシー券助成が受けられない方への対応については引き続き検討
- 北部エリアにおいては補完的交通の導入が対策となる可能性

事業1 広域交通の利便性向上 ～鉄道の利便性向上～

勝田台駅南口にエレベーター・エスカレーターを設置

令和6年6月28日に設置完了して利用開始
→勝田台駅南口のバリアフリー化を推進



勝田台南口エレベーター（1基）



勝田台南口エスカレーター（一人乗り2基）

事業2 公共交通の維持 ～運転士不足への対応～

八千代市バス・タクシー運転士就職説明会を開催

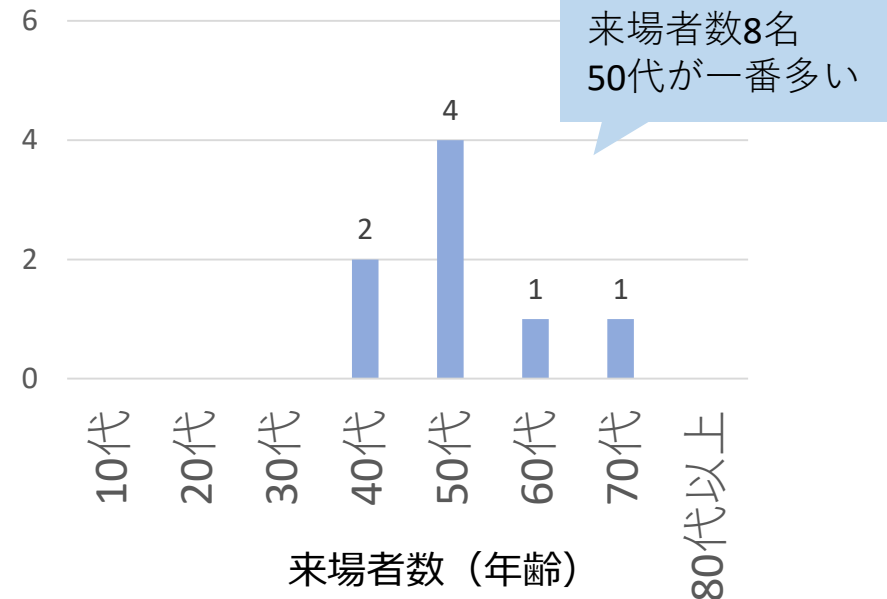
運転士就職説明会を初開催（令和6年11月9日 10時～15時@八千代市役所）

→運転士確保の機会創出の為、今後も継続して実施

NEW



バス・タクシー事業者 総勢11社参加



事業3 公共交通の利用促進 ～バスの乗り方教室等によるモビリティ・マネジメントの推進～ バスの乗り方教室の開催について（東洋バス）

バスの乗り方教室を開催（令和6年9月28日@東葉高速車両基地まつり）
→ 今後は市のイベント等での開催についても検討



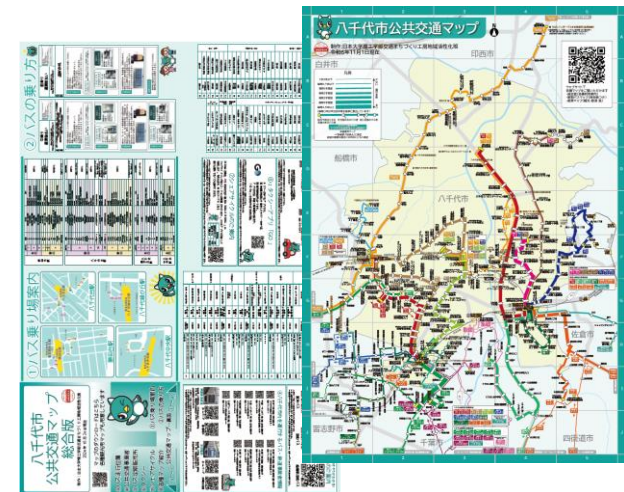
バスの乗り方教室実施風景

事業9 分かりやすい情報発信 ～公共交通マップの作成（官学連携）～ 公共交通マップを作成中

日本大学理工学部交通システム工学科の交通まちづくり工房の学生
協力のもと八千代市公共交通マップを令和6年度末の完成を目指して作成中



日大生と打ち合わせ実施



日本大学生と打ち合わせ実施

○八千代市地域公共交通会議設置要綱

制定	平成20年	7月24日	告示第100号			
改正	平成20年	11月25日	告示第133号			
	平成27年	1月8日	告示第2号			
	令和2年	12月7日	告示第304号			
	令和	年	月	日	告示第	号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（次条において「交通計画」という。）を含む地域公共交通に関する計画の作成及び実施に必要な協議等を行うため、八千代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃、料金等~~に関する事項。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八千代市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人千葉県バス協会
- (4) 市民又は利用者
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

- (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
 - (8) 千葉県八千代警察署長又はその指名する者
 - (9) 道路管理者
 - (10) 学識経験者
 - (11) 一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部
 - (12) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- (役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充て、副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、会計監査を行う。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員（第3条第1項第1号、第4号及び第10号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議を欠席する場合は、当該委員を代理する者を出席させることが

できる。この場合において、会議を欠席する委員は、あらかじめその委員を代理する者の氏名、役職等を会長に報告しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって、第3項に規定する会議の議決に代えることができる。

(1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合

(2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める場合
(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条第1項に規定する委員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項、運賃及び料金について、交通会議は、専門的な調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(報償)

第9条 第3条第4号及び第10号に掲げる委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、日額7,000円の報償費（実費弁償を含む。）を支払うものとする。

2 前項の規定による報償費の支給を辞退する者については、同項の報償費は支給しない。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、公共交通担当部門において処理する。

(経費)

第 11 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 133 号）

この告示は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 304 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 年告示第 号）

この告示は、公示の日から施行する。

八千代市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正案
(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事項 (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃, 料金等に関する事項。 (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事項 (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。 (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
	追加 (分科会) 第8条 第2条各号に掲げる事項, 運賃及び料金について, 交通会議は, 専門的な調査及び検討を行うため, 分科会を置くことができる。 2 分科会の組織, 運営その他必要な事項は会長が別に定める。
(報償) 第8条 第3条第4号及び第10号に掲げる委員が会議に出席したときは, 当該委員に対し, 日額7, 000円の報償費(実費弁償を含む。)を支払うものとする。 2 前項の規定による報償費の支給を辞退する者については, 同項の報償費は支給しない。	(報償) 第9条 第3条第4号及び第10号に掲げる委員が会議に出席したときは, 当該委員に対し, 日額7, 000円の報償費(実費弁償を含む。)を支払うものとする。 2 前項の規定による報償費の支給を辞退する者については, 同項の報償費は支給しない。

現行	改正案
(庶務) 第 9 条 交通会議の庶務は、公共交通担当部門において処理する。	(庶務) 第 1 0 条 交通会議の庶務は、公共交通担当部門において処理する。
(経費) 第 1 0 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。	(経費) 第 1 1 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。
(その他) 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。	(その他) 第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(案)

八千代市地域公共交通会議 運賃協議分科会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、八千代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第8条第1項に掲げる事項について、道路運送法第9条第4項に規定する運賃に関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の構成委員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 八千代市長又はその指名する者
- (2) 協議の対象となる運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民の意見を代表する者

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員（第3条第1項第1号及び第4号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議を欠席する場合は、当該委員を代理する者を出席させることができる。この場合において、会議を欠席する委員は、あらかじめその委員を代理する者の氏名、役職等を分科会長に報告しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
 - (1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合

(案)

(2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める場合

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

(報償)

第7条 第3条第1項第4号に掲げる委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、日額7,000円の報償費(実費弁償を含む。)を支払うものとする。ただし、交通会議または他分科会と同日に開催するときは、委員を兼ねる者について、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、交通会議事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(案)

八千代市地域公共交通会議 北部エリア補完的交通検討分科会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、八千代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の北部エリア補完的交通検討分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第8条第1項に掲げる事項について、北部エリアにおける補完的交通に関する専門的な調査及び検討に関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の構成委員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 八千代市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 北部エリアを代表する市民
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が必要と認める者

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員（第3条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議を欠席する場合は、当該委員を代理する者を出席させることができる。この場合において、会議を欠席する委員は、あらかじめその委員を代理する者の氏名、役職等を分科会長に報告しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えるこ

(案)

とができる。

- (1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合
 - (2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか分科会長が認める場合
- (協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。
(報償)

第7条 第3条第1項第4号、第5号及び第6号に掲げる委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、日額7,000円の報償費(実費弁償を含む。)を支払うものとする。ただし、交通会議または他分科会と同日に開催するときは、委員を兼ねる者について、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、交通会議事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。